

資料編

- 1 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例
- 2 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程
- 3 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱
- 4 食品の安全安心に関する問い合わせ先

1 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

平成19年7月20日

条例第39号

改正 平成26年10月26日条例第53号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例をここに公布する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策（第7条—第16条）

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
 - (2) 食品等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
 - (3) 食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 一部改正（平成26年条例第53号）

（基本理念）

第3条 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切

に講じられることにより、行わなければならない。

3 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品の安全安心の確保に関する県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の必要とする食品の安全安心に関する情報を県民に対し十分に提供するように講じられることによって、県民の食品に対する安心感が確保されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等の安全安心の確保に関する正確な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前項に規定する情報の提供に資するため、その事業活動に係る必要な情報の記録及び保存に努めなければならない。

4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策

(推進計画の策定及び公表)

第7条 知事は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全安心の確保に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項

(2) 食品の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、広く県民、食品関連事業者、学識経験者等の意見を聴取し、その意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、推進計画に定める施策が環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年度、推進計画に基づいて実施した施策の実施状況を公表するものとする。

(体制の整備等)

第8条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

3 県は、緊急の事態における対処について、あらかじめその具体的な手順を定めなければならない。

(市町村との連携等)

第9条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

2 県は、食品の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の意見の反映)

第10条 知事は、推進計画に基づき実施している食品の安全安心の確保に関する施策又は実施した食品の安全安心の確保に関する施策の実施方法又は実施結果について広く県民の意見を求め、及び当該施策の実施方法その他必要な事項に関し県民、食品関連事業者、学識経験者その他関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(調査研究の推進)

第11条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を、科学的かつ合理的に実施するための調査研究を推進するものとする。

(情報の収集及び活用)

第12条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全安心の確保に関する情報の収集、整理及び活用に努めるものとする。

2 県は、前項の規定に基づき収集した情報及びその他の食品の安全安心に関する情報について、必要に応じ県民及び食品関連事業者並びに国及び他の地方公共団体に提供するものとする。

(食品供給行程における指導等)

第13条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、国の機関その他関係団体との密接な連携の下に、食品関連事業者に対し指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保)

第14条 県は、食品の表示の制度が食品の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該制度が適切に運用され、県民の食品の安全安心を確保することができるよう効果的な指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主管理体制整備に関する指導及び助言)

第15条 県は、食品関連事業者が食品の安全安心の確保のために必要となる自主管理体制を整備する取組に関し指導し、及び助言するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する教育、学習等)

第16条 県は、食品の安全安心の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全安心の確保に関する広報活動の充実により県民が食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置

(回収等の報告等)

第17条 食品関連事業者は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等について回収し、又は廃棄させる処置を執らなければ県民の食品の安全安心の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、食品の安全安心の確保のために必要と認める助言、指導その他支援を行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合又は前項の規定により助言、指導その他支援を行った場合で、県民に対し周知する必要があるときは、当該報告の概要及び助言、指導その他支援の内容を公表するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する調査)

第18条 県民は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある食品があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該食品に係る食品供給行程において食品の安全安心の確保に関し知事に必要な調査の実施を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、当該求めに相当な理由があると認めるときは、前項の食品供給行程に係る食品関連事業者の同意を得て、当該食品供給行程における食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。

3 知事は、前項の調査を実施する上で、この条例の施行上必要な限度において、食品等の全部又は一部を無償で県に提供するように求めることができる。

4 知事は、第2項の調査の結果により、食品の安全安心の確保のために必要があると認めるときは、同項の食品関連事業者以外の者の同意を得て、食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(調査の内容及び結果の公表)

第19条 知事は、前条第2項の調査（同条第4項の調査を実施した場合にあっては、当該調査を含む。）を実施したときは、その内容及び結果を速やかに公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び次項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(回収等の報告に関する経過措置)

2 第17条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の前日に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等については、適用しない。

附 則（平成26年条例第53号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

2 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年8月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対応及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療部衛生薬務課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療部衛生薬務課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月9日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号)

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

附 則 (平成25年9月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第7号)

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第9号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

子ども生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

教育長

別表第2 (第6条関係)

子ども生活福祉部消費・くらし安全課長

保健医療部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

農林水産部園芸振興課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部畜産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部マーケティング戦略推進課長

教育庁保健体育課長

3 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関すること
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関すること

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に関係する団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療部長が召集する。

2 保健医療部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療部衛生薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成16年8月30日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4 食品の安全安心に関する問い合わせ先（令和2年4月1日現在）

区分	担当業務	担当部署	連絡先
推進計画とりまとめ	沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品の安全安心推進計画に関すること	衛生薬務課	098-866-2055
農薬・動物用医薬品等	農薬の適正使用、エコファーマー等に関すること	営農支援課	098-866-2280
	動物用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	畜産課	098-866-2269
	水産用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	水産課	098-866-2300
農林水産研究等	農林水産試験研究成果の活用に関すること	農林水産総務課	098-866-2254
	食品のトレーサビリティの推進に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
消費者行政	景品表示法及び特定商取引法等に関すること	消費・暮らし安全課	098-866-2187
	商品やサービスに関する苦情相談、苦情商品の簡易検査等に関すること	消費生活センター	098-863-9214
優良県産品推奨	優良県産品推奨事業における飲食料品の審査等に関すること	マーケティング戦略推進課	098-894-2030
学校給食	小中学校における学校給食の指導に関すること	保健体育課	098-866-2726
食肉衛生	畜産農家に対するBSE対策、伝染病対策に関すること	畜産課	098-866-2269
	と畜検査に関すること	衛生薬務課	098-866-2055
食品衛生・自主回収	食品営業施設等の許可・指導、食中毒、異物の混入等の食品衛生に関すること、食品の自主回収に関すること	最寄りの保健所 [※] 衛生薬務課	098-866-2055 (衛生薬務課)
食品添加物	食品添加物の安全性や使用基準に関すること	最寄りの保健所 [※] 衛生薬務課	098-866-2055 (衛生薬務課)
食品表示	食品表示法に基づく食品表示基準（衛生事項）に関すること	最寄りの保健所 [※] 衛生薬務課	098-866-2055 (衛生薬務課)
	食品表示法に基づく食品表示基準（品質事項）に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
	食品表示法に基づく食品表示基準（保健事項）に関すること 健康増進法（誇大表示の禁止）に関すること	最寄りの保健所 [※] 健康長寿課	098-866-2209 (健康長寿課)
	医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に基づく病気の治療又は予防、身体機能の増強・増進等の医薬品的な効能効果を目的として広告・販売される食品の指導取締りに関すること	最寄りの保健所 [※] 衛生薬務課	098-866-2055 (衛生薬務課)
	景品表示法（不当な表示の禁止等）に関すること	消費・暮らし安全課	098-866-2187

【※最寄りの保健所】

保健所(所在地)	管轄地域	食品衛生法・医薬品医療機器等法	健康増進法
沖縄県北部保健所 (名護市大中2-13-1)	国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	生活環境班 0980-52-2636	健康推進班 0980-52-5219
沖縄県中部保健所 (沖縄市美原1-6-28)	恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、中城村、北中城村、沖縄市	生活衛生班 098-938-9787	健康推進班 098-938-9701
沖縄県南部保健所 (南風原町宮平212)	浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、糸満市、西原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町	生活衛生班 098-889-6799	健康推進班 098-889-6591
沖縄県宮古保健所 (宮古島市平良東仲宗根476)	宮古島市、多良間村	生活環境班 0980-72-3501	健康推進班 0980-73-5074
沖縄県八重山保健所 (石垣市真栄里438)	石垣市、竹富町、与那国町	生活環境班 0980-82-3243	健康推進班 0980-82-4891
那覇市保健所 (那覇市与儀1-3-21)	那覇市	生活衛生課 098-853-7963	健康増進課 098-853-7961

第4期 沖縄県食品の安全安心推進計画

(令和2年度～令和6年度)

沖縄県 保健医療部 衛生薬務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話：098-866-2055 FAX：098-866-2723

ホームページ：<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/index.html>



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

沖縄県は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

